

県境不法投棄事案に係る住民説明会（概要）

- 開催日時 平成19年5月14日（月） 18:05～19:30
- 開催場所 田子町中央公民館ホール
- 出席者 青森県：高坂環境生活部長・鎌田県境再生対策室長・中野環境再生調整監
藤林総括副参事（田子町現地事務所長）
山内副参事（周辺生活安全対策推進担当）
神副参事（排出事業者の調査解明・責任追及担当）
長谷川副参事（汚染拡散防止対策担当）
根岸総括主幹（環境再生計画担当）他 計19名
田子町：松橋町長・築田助役・相木収入役・中澤経済課長・古郡主事 5名
住民参加者：19名
マスコミ関係者：数名

■ 次 第

- 1 開会
- 2 挨拶 環境生活部長
田子町長
- 3 説明 ・実施計画の変更及び本格撤去計画の修正について
・廃棄物本格撤去マニュアル概要版について
- 4 質疑応答
- 5 総評 田子町長
- 6 閉会

■ 挨拶

【高坂環境生活部長】

県の環境生活部長の高坂でございます。皆様におかれましては春の農作業が本格化するなか、いろいろお忙しいなか、しかも夕食の貴重な団欒の時間に、この説明会にお集まりいただきまして厚く御礼申し上げます。また、松橋町長さんをはじめ田子町の役場の方々には、今回の説明会の開催にあたりまして、町民の方々への周知などいろいろ多大なご協力をいただきました。厚く感謝申し上げます。

さて、県境不法投棄事案の原状回復対策でございますけれども、馬淵川水系の環境保全を図るために、現場周辺への汚染拡散防止対策、これを最優先といたしまして、住民の暮らしの安全・安心の確保、風評被害の防止というところから取り組んできたところでございます。平成16年12月に開始しました廃棄物の一次撤去でございますけれども、今年の3月までで約9万7千トン、これを搬出することができました。ひとえに皆様のご理解、ご協力があったればこそと考えております。重ねてお礼申し上げます。

こうした中、昨年9月には汚染拡散防止のための遮水壁本体工事が完了いたしまして、また同じく9月には皆様方にご説明申し上げました本格撤去計画、これを11月に策定することができました。さらに、これは平成16年1月になりますけれども、国の同意を得ました事業実施計画書の変更につきましても、これは町をはじめとしまして県の環境審議会、それから原状回復対策推進協議会のご意見をいただきながら、手続きを進めてきたところ、今年の3月26日にようやく国の同意が得ることができたわけでございます。

以上のようなことから、県としては本格撤去に向けて環境がほぼ整ったと考えております。特別措置法の期限であります平成24年度まで残り6年間を少し切っておりますけれども、本格撤去が始まりますと廃棄物の搬出量、これがこれまでのほぼ2倍ということになりまして、住民の皆様方の生活、或いは撤去現場の安全確保などがますます重要となって参ります。ご承知のように県ではこれまで廃棄物の一次撤去におきまして一次撤去マニュアルをつくりまして、これに基づいて原状回復対策を進めて参りました。今年度からいよいよ始まります本格撤去におきましても、現場での作業或いは運転をはじめとしまして、さまざまな確に対応することが求められるわけでございます。こういったことを念頭に本格撤去マニュアルを作成いたしました。本格撤去の実施にあたりまして、皆様のさらなる

ご理解、ご協力が不可欠であると考えてございます。従いまして今回、この本格撤去マニュアルに関する説明会を開催させていただいた次第でございます。撤去マニュアルにつきましては、今日の皆様からのご意見などを踏まえながら随時必要な見直しを行いたいという、そういう姿勢で運用していきたいというふうに考えてございます。従いまして皆様方からどうか忌憚のないご意見をいただければ幸いです。本日はそういう意味で何分よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。

【松橋町長】

お晩でございます。本日は皆様何かと忙しいところ、この住民説明会にご参集くださいまして誠にありがとうございます。また本説明会の開催にあたり、青森県環境生活部長様、県境再生対策室長様、そして関係者の方々、ご苦労様でございます。

平成11年12月にこの県境不法投棄事件が発覚してから、7年と6ヶ月が経ちました。その間いろいろと会合を進めて参りましたが、この住民説明会も今回で13回目になります。その間の基本方針としては、馬淵川水系の環境保全を目的として汚染拡散防止を最優先すること、そしてまた、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とすること、そして撤去にあたってはその内容を十分に情報公開しながら、住民や県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会などにおいて十分に説明をするなど、青森県の原状回復の方針が示されております。平成16年12月から撤去が始まりまして、18年度に一次撤去が終了して、19年度から本格撤去が開始されるわけでありまして、今回の説明会は、本格撤去マニュアルについての説明であるとありますが、当町としては、搬出作業がスムーズにいくように、情報交換を密にしながら、期限までに完了するように協力体制をとっていかねばならないと思っております。しかしながら課題もあります。撤去した廃棄物を処理する施設の確保や、廃棄物の環境基準を満たすものの再利用をするといったことなどを、住民に十分説明をしてほしいところでもあります。住民の皆様にはこのような状況を理解していただきまして、今後のご協力をお願い申し上げます。本日はご苦労様でございます。

■ 説明内容

(当日配付資料「実施計画の変更及び本格撤去計画の修正について」に基づき担当者から説明)

《追加説明》【鎌田室長】

鎌田でございます。先ほど町長のほうからのご挨拶の中で、課題としての2つのうちの1つでございますけれども、受入先、本格撤去における受入先が本当にあるのか、そしてまた24年度までに本当にちゃんと処理出来るのか、というお尋ねが若干ございました。今の状況についてご報告申し上げたいと思います。

現在のところ皆様ご承知のとおり、青森市にあり青森RER、それから八戸市にある八戸セメントに搬出して今処理をさせていただいております。ここの2つだけでは当然足りないわけですが、昨年の10月から八戸市にある庄司興業所というところでも処理を開始しております。先般、さらに処理量を確保するために、実は八戸セメントのほうに今50トン処理させていただいているところなんです。もうちょっと処理出来ないかということで協議したところ、今年の10月頃から、現行の50トン程度から一日あたり約80から100トンくらいは処理出来る見込みがたっております。この他に今の既存の処理施設として新たに数十トンの処理を出来ないだろうか、技術的な検討をしてもらって、何とか出来るのではないだろうかということまで来ております。ただ、この施設についてはこれからその地域の方々の理解と協力を得ながら、契約していかなくてはいけないものですから、その時になってからまたご報告出来るものがあれば報告していきたいということにしたいと思います。いずれにしても数十トンの新たな施設が今確保出来る見込みになっているということでございます。こういうことから言って、少しずつではありますけれども徐々に施設を確保していきながら、平成24年度までにはここの撤去を完了していきたいという具合に考えておりますので、最新の情報としてご報告させていただきます。以上でございます。

(引き続き、当日配付資料「廃棄物本格撤去マニュアル概要版」に基づき担当者3名から説明)

■ 質疑応答内容要約

【澤口博二氏】

搬出先の確保について、現時点での平成24年度に向けての具体的見通しと、それが確保できた場合の、搬出先への運搬計画等についての資料はまだ出してもらえないか。

【鎌田室長】

搬出先業者とまずは契約することが原則であり、その施設へ廃棄物等を運搬するためには、周辺住民の方々の理解と協力を得ないことにはその施設へ搬出することはできない。これらすべての手順を踏んだ上で、その次の段階として、技術的なものもふまえた運搬計画等も報告できるものとする。

八戸セメントについても、今年度10月頃から1日80～100トンを受け入れてもらうことで話は進んでいるが、これが80トンか100トンかで年間計画は相当変わる。この度新たに受入をしていただける新業者についても現時点で何トン受け入れてもらえるか確約がなく、具体的な数字での計画は出していない。

【澤口博二氏】

およそ受け入れてもらえるであろう数字がわかっているならば、概算での計画案も作っておくべきではないか。いつ頃までにその計画案を出せるようになるか。

【鎌田室長】

当然やっておかなければならないことだろうが、それは具体的な数字が出てくるまでもう少し時間をいただきたい。八戸セメントの場合は10月頃から数量を増やしていただけるとのことなので、その頃になればある程度明確な数字が出てくるだろう。

【宇藤安貴子氏】

土壌の確認分析及び住民立ち会いのもとでの撤去完了確認について、地元住民に対する報告の仕方と、田子町県境不法投棄原状回復調査協議会に対する報告の仕方について、詳しく説明していただきたい。

【鎌田室長】

現場での撤去完了確認については、住民の方々に実際に現場に来ていただき、直接見ていただくという方法を想定している。実際に廃棄物がないことを確認し同意いただいた上で、その次の段階として地山の土壌確認分析を行うという手順。

【宇藤安貴子氏】

ある程度の知識がないと、ただ現場に行ってみただけでは廃棄物があるのかわからないのかわからないのではないかと。

【鎌田室長】

現場を見てもらえればわかるが、覆土は茶色で廃棄物は黒色をしており、土と廃棄物が層になって分かれているので、比較的容易に目視確認出来るものとする。この他にも町の協議会などで確認の方法についての案がある場合はご提案いただきたい。

【久慈正良氏】

- ①特管産廃・普通産廃の判定作業と掘削作業がどのような流れで行われるのか。運搬車両へ廃棄物を積み込む際に廃棄物の判定をするのか。
- ②岩手県では今年、冬期間の試行搬出が行われたが、青森県では冬期間の搬出についてどのようにお考えか。
- ③現時点で推定される廃棄物の総量からも、岩手県では廃棄物の撤去については期限前の早い時期に完了させることを想定している。そうした場合に青森県では、県内での処理能力が足りない事態となった場合に、岩手県内の処理場に処理をお願いすることも想定しているのか。

【県境再生対策室担当者】

①について、現場内をブロック毎(20m*20m*2.5m)に正確に管理し、そのブロックの掘削作業に入る前にサンプルを採取し、特管産廃・普通産廃の確認分析を行う。結果が出るまでには1ヶ月以上かかる。現場内にはまだ仮置きできる場所が限られているので、掘削前に事前に確認分析をしていく手法をとりたい。

②について、青森県では既に平成16年から冬期間の搬出を行っているため、今後も冬期間の搬出

をしていく。

【鎌田室長】

③について、現時点の見込みでは、県内の処理施設で期限内に処理は可能であると考えている。岩手県で搬出作業が終了し、青森県で24年度までに撤去が完了できそうにない事態となった場合は、特に岩手県で第3セクターで岩手県北に廃棄物処分場を建設するということから、その施設を有効に活用させていただくようご協力をお願いしたいという話はしている。

■ 総評要旨

【松橋町長】

廃棄物本格撤去マニュアルどおりに作業を進めていただきたい。その一方で、非常事態等が発生しないとも限らないので、余裕を持った対応をしていただきたい。また、土壌の再利用について、或いは現場内の汚染状況等について、素人でもわかるように説明看板を設けるなど、わかりやすい対応をしていただきたい。また、現場作業員や運送業務の安全を徹底し、事故のないように作業を進めていただきたい。今後の現場での作業や工事等については、地元の業者を優先して採用していただくよう要望したい。今後も情報交換を密にして、定期的に報告をしていただきたい。